

発 議 書

次の案を提出する。

市長の専決処分事項の指定についての一部改正
について

令和6年9月25日

提 出 者

議会運営委員長

小 田 晃 士 朗

呉市議会議長 中 田 光 政 様

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（昭和46年9月29日議決）の一部を次のように改正し、議決の日から施行する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>なお、この件は、昭和46年10月1日から効力を生ずるものとし、昭和39年3月21日議決の市長専決処分事項は廃止する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>なお、この件は、昭和46年10月1日から効力を生ずるものとし、昭和39年3月21日議決の市長専決処分事項は廃止する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 法令，法令に基づく告示等（以下「法令等」という。）の改正又は廃止に伴い，当該法令等の題名，条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって，当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）をするため，条例を改正し，又は廃止すること。</u></p>

(提案理由)

市長の専決処分事項に新たな項目を追加するため、本案を提出する。